

令和4年分扶養親族等申告書の提出について

▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079 (427) 4740

公的年金について源泉徴収の対象となる人へ、令和4年の「扶養親族等申告書」が9月頃に日本年金機構から送付される予定です。

「扶養親族等申告書」とは

老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法上、「雑所得」として所得税および復興特別所得税がかかります。日本年金機構は、年金の支払の際には、所得税を源泉徴収することが義務付けられています。源泉徴収する際に

は、税を負担する能力に応じた課税となるように各種の控除がもつけられています。

各種控除を受けるために、「扶養親族等申告書」を提出する必要があります。提出されない場合は控除が受けられません。

一方、源泉徴収の対象とならない人には送られませんので、申告書を提出していただく必要はありません。

所得税の課税対象の人

老齢年金などを受け取った

次の人です。

- ・65歳未満…108万円以上
- ・65歳以上…158万円以上

障害年金や遺族年金には税金はかかりません。

申告書の提出が必要な人

申告書がお手元に届いた人で次のいずれかに該当する人

- ・受給者本人が障がい者・寡婦・ひとり親など
- ・控除対象となる配偶者または扶養親族がいる

必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で日本年金機構に提出してください。

各種控除に該当しない人は提出の必要はありません。記入方法がわからない場合は、年金事務所に「相談ください」。

紙の「広報はりま」だけじゃない



スマートフォンやタブレットで
広報はりまをサクサク読めるアプリ
「マチイロ」をご活用ください。

- ① 広報はりま、播磨町総合防災マップをスマホで読むことができます。
- ② ホームページが更新されたとき、新着情報に一覧表示します。
- ③ ホームページの更新情報は、興味のある分野だけに絞って受け取ることができるので、見落としがありません。

※スマートフォンでQRコードを読み取って、アプリ「マチイロ」をダウンロードしてください。アプリの不具合や質問はマチイロを提供する㈱ホープにメールでお問い合わせください。
support@machiio.town
※アプリケーションの利用は無料ですが、広告が表示されます。通信費がかかります。

▶問合せ 企画グループ ☎079 (435) 0356

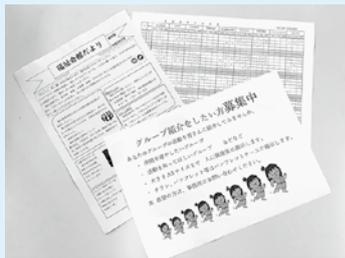
公共施設の活用を活動サークルと一緒に考える

2021年6月から、福祉会館活性化協議会（仮）がスタートしました。今回は、協議会の目的や話し合いの内容をご紹介します。

播磨町駅ほど近くにある福祉会館は、主に高齢者の憩いの場、各種研修集会などに利用できる施設です。年間利用者数は約1万8千人と、多くの住民が利用しています。2020年4月より町が直営しており、キッチンスタジオや広い会議室などがあります。今回はじまった協議会はこれからの福祉会館について利用者の視点から考える会です。

協議会のメンバーは、普段福祉会館を利用する登録サークルの皆さん。2021年4月現在、貸室を利用する登録サークルは約50団体あります。話を聞くと、これまで団体がつながる機会はありません、協議会では、「他にどんな団体があるか知らない」や「もっと積極的に交流したい」という意見がありました。さらに「もっと積極的に情報発信しては」や「福祉会館に愛称がつけられないか？」など、どうすればもっと使ってもらえるかについて話題が出ました。

福祉会館では早速、月刊の広報紙の作成や貸室の空き状況をホームページで公開しようとするなど、利用しやすい公共施設を目指して動き始めています。



▲準備中の広報紙など

【まちづくりアドバイザーとは】 播磨町では、多様化・複雑化する地域の課題やニーズに、より細かく対応するため、2020年度より「まちづくりアドバイザー」を配置しています。自治会活動やコミュニティ活動、自主的なまちづくり活動について専門的な視点から支援します。

まちづくりアドバイザーがお届けする
まちアド通信

企画グループ
☎079 (435) 0356